

事 務 連 絡
平成 30 年 11 月 8 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る
療養費に関する受領委任を取り扱う保険者等について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについては、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 2 号)により通知しており、当通知の別添 2 の 5 により、各保険者等の委任の状況（保険者等の名称、保険者番号、委任開始年月日等）について、状況が変更される日付の 1 ヶ月前までに連絡することとしているところですが、今般、平成 31 年 1 月 1 日における各保険者等の委任の状況を別添のとおり連絡します。

また、当別添の委任の状況については、別途、厚生労働省のウェブページに掲示しますので申し添えます。